（限度額適用・標準負担額減額の認定の申請等）

第九十五条　令第十条第一項第一号ハ又は第二号ハ若しくはニの規定による保険者の認定（以下この条において「認定」という。）を受けようとするときは、被保険者は、次に掲げる事項を記載した申請書に、第三号及び第四号に掲げる事項を証する書類を添付して、協会に提出しなければならない。

一　被保険者証の記号及び番号

二　認定を受けようとする者の氏名及び生年月日

三　認定を受けようとする者の入院の期間

四　令第十条第一項第一号ハ又は第二号ハ若しくはニのいずれかに該当している旨

2　協会は、前項の申請に基づき認定を行ったときは、様式第七号による限度額適用・標準負担額減額認定証（以下単に「限度額適用・標準負担額減額認定証」という。）を有効期限を定めて交付しなければならない。

3　被保険者は、限度額適用・標準負担額減額認定証の交付その他の手続を船舶所有者を経由して行おうとするときは、船舶所有者及び協会に対し、その旨の意思を表示しなければならない。

4　認定を受けた者は、保険医療機関等から療養（令第十条第一項各号に掲げる療養に限る。）を受けようとするときは、被保険者証に添えて、限度額適用・標準負担額減額認定証を当該保険医療機関等に提出しなければならない。ただし、やむを得ない理由があるときは、この限りでない。

5　前項ただし書の場合においては、その理由がなくなったときは、遅滞なく、限度額適用・標準負担額減額認定証を当該保険医療機関等に提出しなければならない。

6　第三十五条第二項及び第三項、第三十六条から第三十八条まで、第四十条第一項から第三項まで並びに第九十三条第三項の規定は、限度額適用・標準負担額減額認定証について準用する。この場合において、これらの規定（第三十八条第五項を除く。）中「疾病任意継続被保険者又は第九十五条第三項の意思を表示しない者」とあるのは「疾病任意継続被保険者に」とあるのは「被保険者（第九十五条第三項の意思を表示しない者を除く。）に」と、同条第三項中「被保険者は」とあるのは「被保険者（第九十五条第三項の意思を表示しない者を除く。）は」と、同条第五項中「疾病任意継続被保険者」とあるのは「疾病任意継続被保険者若しくは第九十五条第三項の意思を表示しない者」と、第九十三条第三項第四号中「令第十条第一項第一号イに掲げる場合に該当している旨の認定を受けている被保険者が同号イに掲げる場合に該当しなくなったとき又は同号ロに掲げる場合に該当している旨の認定を受けている被保険者が同号ロ」とあるのは「令第十条第一項第一号ハに掲げる場合に該当している旨の認定を受けている被保険者が同号ハに掲げる場合に該当しなくなったとき、同項第二号ハに掲げる場合に該当している旨の認定を受けている被保険者が同号ハに掲げる場合に該当しなくなったとき又は同号ニに掲げる場合に該当している旨の認定を受けている被保険者が同号ニ」と読み替えるものとする。

第九十五条ノ二を削る。

第九十六条を次のように改める。

（令第十条第四項の厚生労働省令で定める医療に関する給付）

第九十六条　令第十条第四項の厚生労働省令で定める医療に関する給付は、次のとおりとする。

一　児童福祉法第二十条第二項の医療に係る療育の給付又は同法第二十四条の二十第一項（同法第六十三条の三の二第三項において適用する場合を含む。）の障害児施設医療費の支給

二　障害者自立支援法第五十八条第一項の自立支援医療費、同法第七十条第一項の療養介護医療費又は同法第七十一条第一項の基準該当療養介護医療費の支給

三　精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第三十条第一項の規定により費用の負担が行われる医療に関する給付

四　麻薬及び向精神薬取締法第五十八条の十七第一項の規定により費用の負担が行われる医療に関する給付

五　母子保健法第二十条の養育医療の給付

六　感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第三十七条第一項又は第三十七条の二第一項の規定により費用の負担が行われる医療に関する給付

七　石綿による健康被害の救済に関する法律第四条第一項の医療費の支給

八　前各号に掲げる医療に関する給付に準ずるものとして厚生労働大臣が定める医療に関する給付

第九十六条ノ二から第九十六条ノ四まで及び第四章を削る。

第三章の三中第九十六条ノ十二を第百八十六条とし、第九十六条ノ五から第九十六条ノ十一までを第百七十九条から第百八十五条までとし、同章を第七章とする。

第九十六条の次に次の十三条、二節及び三章を加える。

（令第十条第六項の厚生労働省令で定める医療に関する給付）

第九十七条　令第十条第六項において読み替えて準用する法第七十六条第四項の厚生労働省令で定める医療に関する給付は、次のとおりとする。

一　児童福祉法第二十条第二項の医療に係る療育の給付又は同法第二十四条の二十第一項（同法第六十三条の三の二第三項において適用する場合を含む。）の障害児施設医療費の支給

二　障害者自立支援法第五十八条第一項の自立支援医療費、同法第七十条第一項の療養介護医療費又は同法第七十一条第一項の基準該当療養介護医療費の支給

三　精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第三十条第一項の規定により費用の負担が行われる医療に関する給付

四　生活保護法第十五条の医療扶助

五　麻薬及び向精神薬取締法第五十八条の十七第一項の規定により費用の負担が行われる医療に関する給付

六　母子保健法第二十条の養育医療の給付

七　感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第三十七条第一項又は第三十七条の二第一項の規定により費用の負担が行われる医療に関する給付

八　石綿による健康被害の救済に関する法律第四条第一項の医療費の支給

九　令第九条第九項の規定による高額療養費の支給

十　前各号に掲げる医療に関する給付に準ずるものとして厚生労働大臣が定める医療に関する給付

（令第十条第七項の厚生労働省令で定める医療に関する給付）

第九十八条　令第十条第七項において読み替えて準用する法第六十五条第六項の厚生労働省令で定める医療に関する給付は、次のとおりとする。

一　障害者自立支援法第五十八条第一項の自立支援医療費、同法第七十条第一項の療養介護医療費又は同法第七十一条第一項の基準該当療養介護医療費の支給

二　生活保護法第十五条の医療扶助

三　石綿による健康被害の救済に関する法律第四条第一項の医療費の支給

四　令第八条第九項の規定による高額療養費の支給

五　前各号に掲げる医療に関する給付に準ずるものとして厚生労働大臣が定める医療に関する給付

（高額療養費の支給の申請）

第九十九条　法第八十三条の規定により高額療養費の支給を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を協会に提出しなければならない。

一　被保険者証の記号及び番号

二　被保険者の氏名、生年月日及び住所